

令和2年9月2日

青森県教育委員会第860回定例会

期 日 令和2年9月2日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 陳 情

- 陳情第1号 県立高等学校教育改革に係る件について …………… 1

3 議 案

- 議案第1号 青森県教育委員会と青森中央学院大学・青森中央
短期大学との連携に関する協定について …………… 5
- 議案第2号 令和2年度青森県教育委員会の事務の点検及び評
価に関する報告書について …………… 8

4 その他

- 青森県立八戸中央高等学校及び青森県立尾上総合高等学校両校
の通信制の課程における後期入学の実施について …………… 9
- 職員の懲戒処分の状況について …………… 10

5 閉 会

陳情第 1 号

県立高等学校教育改革に係る件について

1 「青森県立木造高等学校深浦校舎の存続について」の件

- ・ 提出者住所 青森県西津軽郡深浦町大字広戸字家野上 9 5 番地 1 5 7
- ・ 提出者氏名 青森県立木造高等学校深浦校舎同窓会
会長 大高 恒藏 外 3 名
- ・ 受理年月日 令和 2 年 8 月 7 日

青森県教育委員会

教育長 和嶋 延寿 殿

要 望 書

青森県立木造高等学校深浦校舎
の存続について

青森県立木造高等学校深浦校舎同窓会
青森県立木造高等学校深浦校舎P T A
青森県立木造高等学校深浦校舎後援会
青森県立木造高等学校深浦校舎協賛会



【要旨】

青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画においては、地域の通学環境に配慮し、小規模校の特徴を生かし教育活動の充実を図ることを目的に、地域校として本校は配置されています。

現在、小・中・高等学校を含めた地域の核となる学校をめざして教育活動に取り組んでいるところであり、貧困家庭等の経済的負担を含む地域の通学環境に配慮し、深浦町の将来を担う子どもたちの教育環境を整えるためにも、引き続き県立木造高等学校深浦校舎を存続させていただきよう、特段のご高配を賜りたく要望いたします。

【理由】

青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画により、重点校・拠点校及び地域校に関して方向性が示されました。

県立木造高等学校深浦校舎は、昭和23年7月に青森県立鱒ヶ沢高等学校深浦分校として開校し、昭和32年4月に町立の青森県深浦高等学校として独立、昭和45年4月に県立へ移管し、青森県立深浦高等学校となった。平成19年4月青森県立木造高等学校深浦校舎として、小規模校でありながら現在も深浦町になくはない唯一の高等学校として、生徒・教員・地域一丸となって勉学・スポーツ・ボランティア活動等に励み、地域密着型の教育活動を進めてきているところであります。

歴史と伝統ある本校は、これまで多くの優秀な人材を輩出し、地域経済に寄与してきている高校として、今後も地域の維持発

展のために活躍していく人材を育成していきたいと考えております。そのためには、地域に根ざした学校としての存在意義は大きいと考えます。

つきましては、多様な生活環境にある子どもたちが「夢や志」の実現に向けて、教育を等しく受けることができる地域校としての存在がこれからも必要になると考えます。

中学生の進路選択時に、貧困家庭等の経済的負担等を含む通学環境により高等学校への進学実現が損なわれることのないように、県立木造高等学校深浦校舎の継続した存続につきまして、特段のご高配を賜りたく要望いたします。

令和2年 8 月 7 日

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿 殿

青森県立木造高等学校深浦校舎

同窓会会長

大高 恒藏



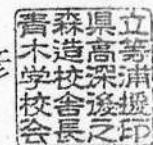
P T A 会長

七戸 順一



後援会会長

佐藤 貞彦



協賛会会長

島元 孝吾



議案第 1 号

青森県教育委員会と青森中央学院大学・青森中央短期 大学との連携に関する協定について

青森県教育委員会と青森中央学院大学・青森中央短期大学との連携に
関する協定を次案のとおり締結する。

青森県教育委員会と青森中央学院大学との連携に関する協定書(案)

青森県教育委員会（以下「甲」という。）と青森中央学院大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、社会の変化や多様化に対応できる幅広い視野と総合的な判断力を持ち、地域のニーズに応じた人材を育成するとともに、本県の学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に定める事項について相互に連携し協力するものとする。

- （1）社会科学、保健及び国際交流など専門的な教育をはじめとする学校教育の充実・振興に関すること。
- （2）社会教育及びスポーツの振興に関すること。
- （3）その他双方が必要と認めること。

2 前項の各事項に関する具体的な活動内容については、必要に応じて個別に甲及び乙が協議の上定める。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（個人情報等の取扱い）

第4条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報の保護に関する各種法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、この協定は更に1年間更新され、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は協定内容の変更については、甲及び乙が協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年 月 日

（甲） 青森県教育委員会教育長

（乙） 青森中央学院大学学長

青森県教育委員会と青森中央短期大学との連携に関する協定書(案)

青森県教育委員会（以下「甲」という。）と青森中央短期大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、社会の変化や多様化に対応できる幅広い視野と総合的な判断力を持ち、地域のニーズに応じた人材を育成するとともに、本県の学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に定める事項について相互に連携し協力するものとする。

- （1）家政学など専門的な教育をはじめとする学校教育の充実・振興に関すること。
- （2）社会教育及びスポーツの振興に関すること。
- （3）その他双方が必要と認めること。

2 前項の各事項に関する具体的な活動内容については、必要に応じて個別に甲及び乙が協議の上定める。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（個人情報等の取扱い）

第4条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報の保護に関する各種法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、この協定は更に1年間更新され、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は協定内容の変更については、甲及び乙が協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年 月 日

（甲） 青森県教育委員会教育長

（乙） 青森中央短期大学学長

議案第 2 号

令和 2 年度青森県教育委員会の事務の点検及び 評価に関する報告書について

令和 2 年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書を、
別冊のとおり作成する。

[その他]

青森県立八戸中央高等学校及び青森県立尾上総合高等学校 両校の通信制の課程における後期入学の実施について

青森県立八戸中央高等学校及び青森県立尾上総合高等学校両校の通信制の課程における後期入学について、次のように実施する。

1 開始年度

令和3年度

2 後期入学に係る選抜

(1) 選抜は、秋季に行うものとする。

(2) 選抜要項については、「令和3年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者選抜要項」とは別に定める。

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和2年9月（8月1日～8月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 特別支援学校 事務長（58歳 女性）
- ②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）、信号無視
- ・ 令和2年3月13日（金）午前6時20分頃
 - ・ 青森市内の国道
 - ・ 自動車を運転中、赤信号を見落として交差点に進入したため、右折しようとして右側から同交差点に進入してきた自動車と衝突したものの。
 - ・ 事故の相手方（男性1名 15日未満の加療）
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 令和2年8月24日
- 事案2 ①被処分者 西北地域の高等学校 教諭（54歳 男性）
- ②事件の概要等 交通法規違反
(最高速度30km/h以上50km/h未満の速度超過)
- ・ 令和2年5月9日（土）午後0時59分頃
 - ・ 弘前市内の県道
 - ・ 最高速度60km/hのところ、98km/hで走行
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 令和2年8月26日

事案3 ①被 処 分 者 上北地域十和田市の小学校 教諭 (36歳 女性)

②事件の概要等 人身事故 (治療期間が30日以上3月未満)

- ・ 令和2年1月28日 (火) 午後6時20分頃
- ・ 十和田市内の国道
- ・ 自動車を運転中、交差点を右折しようとした際、対向車線を直進してきた自動車と衝突し、その衝撃により相手方の自動車は路外に設置された信号柱等に衝突したものの。
- ・ 事故の相手方 (女性2名 (運転者及び同乗者) 運転者は約6週間の加療、同乗者は15日未満の加療)

③処 分 内 容 戒告

④処分年月日 令和2年8月27日